

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	台湾の公民投票（レファレンダム）制度
他言語論題 Title in other language	Referendum System in Taiwan
著者 / 所属 Author(s)	越田 崇夫（KOSHIDA Takao） / 国立国会図書館調査及び立法考査局 行政法務課長
雑誌名 Journal	レファレンス（The Reference）
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	832
刊行日 Issue Date	2020-05-20
ページ Pages	25-52
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語（Japanese）
摘要 Abstract	台湾のレファレンダム制度である公民投票制度の沿革・内容及び公民投票の実施例を紹介する。台湾では、2003年に公民投票法が施行されて以降、全土的な公民投票が16件実施されている。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

台湾の公民投票（レファレンダム）制度

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課長 越田 崇夫

目 次

はじめに

I 制度の沿革

- 1 台湾の憲法とレファレンダム
- 2 公民投票法の制定
- 3 公民投票法の運用及び改正

II 制度の内容

- 1 対象事項
- 2 有権者
- 3 発議
- 4 投票
- 5 効果

III 公民投票の実施例

- 1 2004年3月実施分（第1案・第2案）
- 2 2008年1月実施分（第3案・第4案）
- 3 2008年3月実施分（第5案・第6案）
- 4 2018年11月実施分（第7案～第16案）

おわりに

キーワード：レファレンダム、公民投票、憲法改正、台湾

要 旨

- ① 台湾の憲法は、参政権としてレファレンダムに関する権利を保障している。2000年に誕生した陳水扁（民進党）政権の下で、2003年に公民投票法が制定・施行されたことにより、憲法の施行から半世紀以上を経て、有権者がこの権利を実際に行使することが可能となった。また、2005年に行われた憲法改正により、憲法改正及び領土変更は、公民投票で可決されなければ行えないこととなった。
- ② 2003年に制定された公民投票法は、法律の廃止、立法原則の策定、重要政策の策定・廃止といった幅広い対象について、有権者に公民投票を発議する権利を認めている。その発議には2段階の署名簿の提出が必要とされる。重要政策の策定・廃止については、行政院及び立法院も公民投票を発議する権限を有する。また、総統は、国家が外部の力の脅威を受け、国家主権の変更に至るおそれがあるときは、国家安全事項に関する公民投票を発議することができる。
- ③ 台湾では、公民投票法が制定されて以降、2020年3月末までに全土的な公民投票が16件実施されている。2008年までに実施された6件の公民投票は、いずれも投票率が50%に満たず、否決となった。これらの公民投票については、政策課題について民意を問うというより、政党が、同時に実施される総統選挙や立法委員選挙を有利に展開するための手段として用いたものであったとの指摘がある。
- ④ 2017年12月に蔡英文（民進党）政権の下で公民投票法が改正され、公民投票の発議や可決の要件が緩和されると、有権者による公民投票の発議が相次いだ。2018年11月、統一地方選挙に合わせて10件の公民投票が実施され、7件が可決された。可決された提案はいずれも蔡政権の政策に批判的な勢力の主導により発議されたもので、蔡政権は政策の遂行に制約を受ける結果となった。このことは、民進党が公民投票制度と代表民主制の関係の在り方について再考する契機となり、2019年6月、公民投票を選挙から離して2年に一度、特定の日に実施することとする公民投票法の改正が行われた。次の公民投票は、2021年8月に実施される。
- ⑤ 公民投票法の施行から16年余を経て、公民投票制度は台湾の自由民主主義体制を構成する重要な要素となったが、その政治制度全体の中における位置付けや役割については、今後も議論が続くであろう。

はじめに

2018年11月、台湾⁽¹⁾全土で統一地方選挙に合わせて「公民投票」と呼ばれる10件のレファレンダム⁽²⁾が実施された。その中には、日本の福島県等5県産の食品の輸入禁止措置を維持することや、2020年東京オリンピックに「台湾」名義で参加を申請することへの賛否を問うものもあり、日本でもその成り行きや結果が注目された。

台湾では、2003年に「公民投票法」⁽³⁾が制定・施行されて以降、2020年3月末までに全土的な公民投票が16件実施されており、アジアで最も活発にレファレンダム制度が利用されている⁽⁴⁾。また、公民投票法は、法律の廃止、立法原則の策定、重要政策の策定・廃止といった幅広い対象について、有権者に公民投票を発議する権利を認めるなど、内容的にも注目される点がある。

本稿は、台湾のレファレンダム制度である公民投票制度の沿革・内容及び公民投票の実施例を紹介するものである。

なお、台湾の公民投票には、全土的に実施されるもののほかに、一部の地域だけで実施されるものもあるが、本稿では、全土的に実施される公民投票について記述する。

I 制度の沿革

1 台湾の憲法とレファレンダム

(1) 民権主義の思想とレファレンダム

台湾の憲法である「中華民國憲法」⁽⁵⁾（1947年1月1日公布、同年12月25日施行。以下単に「憲法」という。）は、次のように、参政権として4つの権利を保障している。

第17条 人民は選挙、罷免、創制及び複決の権利を有する⁽⁶⁾。

これは、孫文が唱えた民権主義の思想に基づくものである。孫文は、人民と政府の力の均衡

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年4月10日である。肩書きは、当時のものである。

(1) 本稿では、台湾島、澎湖諸島、金門島、馬祖島などを実効支配している政権及びその領域を「台湾」という。

(2) レファレンダム (referendum) は、有権者が特定の政策課題について直接投票を行う制度であり、「国民投票」、「住民投票」等と邦訳される。

(3) 原文は「公民投票法」。なお、台湾の法令の原文は、「全國法規資料庫」ウェブサイト <<http://law.moj.gov.tw/>> や「立法院法律系統」ウェブサイト <<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>> (憲法・法律のみ) で参照することができる。

(4) Laurence Morel, “Types of referendums, provisions and practice at national level worldwide,” Laurence Morel and Matt Qvortrup, eds., *The Routledge handbook to referendums and direct democracy*, Abingdon; New York: Routledge, 2018, p.54 は、レファレンダムが頻繁又は日常的に実施されている国・地域として、アジア (旧ソ連諸国を除く。) では、唯一、台湾を挙げている。

(5) 原文は「中華民國憲法」。同憲法の邦訳として、「中華民國の憲法」台北駐日経済文化代表処ウェブサイト <https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/cat/15.html>; 小田美佐子訳「台湾」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集 第2版』明石書店, 2007, pp.971-999 があり、本稿でもこれらを参考にした。また、同憲法の制定経緯や2000年までの改正の経緯・内容については、山岡規雄「付・台湾の憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情 3』(調査資料 2003-2) 2003, pp.163-192. <<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F999538&contentNo=8>> を参照。

(6) 原文は「人民有選挙、罷免、創制及複決之権。」

を保つためには、人民が官吏を管理する権利（選挙権・罷免権）だけでなく、法律を管理する権利（創制権・複決権）を行使することによって、直接、政府を管理できるようにする必要があると考えた⁽⁷⁾。孫文は、創制権・複決権について次のように説明している。

もし、みな、ある法律を人民に有利だと考えたら、これを自分で決め、政府に渡して執行させる権限が必要だ。こういう権限を創制権とよび、これが第三の民権であります。もし、みな、これまでの古い法律を人民に不利だと考えたら、自分で修正し、修正したのち、政府に修正した新しい法律を執行させ、以前の古い法律を廃止させる権限が必要だ。このような権限を複決権とよび、これが第四の民権であります⁽⁸⁾。

憲法の代表的な逐条解説書によれば、憲法上の創制権は「人民が法律の制定・改正を行うべきと考えているのに立法機関が行わないときに、立法原則を提出して立法機関に法律の制定・改正を行うよう促す権利」、複決権は「人民が立法機関によって可決された法律に対し、それを法律とすべきか否かを投票して決定する権利」と解されており⁽⁹⁾、孫文の説明と若干のずれがあるが、いずれにしても、創制権・複決権は、法律の制定・改正・廃止について人民が自ら決定する権利であり、レファレンダムに関する権利であると言える。

もっとも、孫文には、広大な地域は直接民主主義的な制度を実施するのに適しないという考えもあり⁽¹⁰⁾、その国家構想では、創制権・複決権は、県のレベルでは人民が直接行使する一方、国のレベルでは、各県で選挙された代表によって組織される「国民大会」が行使することとされた⁽¹¹⁾。

(2) 憲法の制定及び改正

孫文の構想を基に、1947年に施行された憲法は、先に述べたように創制権・複決権を人民に保障するとともに（第17条）、創制権・複決権の行使について次のように規定した⁽¹²⁾。

第27条 国民大会の職権は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 憲法の改正

四 立法院⁽¹³⁾が提出した憲法改正案の複決

② 創制及び複決の権利に関しては、前項第3款及び第4款に規定するものを除き、全国の半数の県・市が創制及び複決の権利を行使する⁽¹⁴⁾に至ったときに、国民大会が規則を

(7) 孫文は、既に人民が創制権・複決権を獲得した国・地域として、スイスと米国の西北部諸州を挙げている。孫文（山口一郎訳）「三民主義」伊地智善継・山口一郎監修『孫文選集 第1巻』社会思想社、1985、pp.211-212。

(8) 同上、pp.264-265。なお、孫文によれば、選挙権が第一の民権、罷免権が第二の民権である。同、p.264。

(9) 林紀東『中華民國憲法逐條釋義 修訂版（一）』三民書局、1982、pp.277、282。なお、公民投票法に規定された「創制」及び「複決」の解釈について、後掲注(46)を参照。

(10) 曹金増『解析公民投票』五南圖書出版、2004、pp.233-234。

(11) 「国民政府建国大綱」孫文（深町英夫編訳）『孫文革命文集』（岩波文庫）岩波書店、2011、pp.392-394。

(12) このほか、領土の変更は国民大会の決議を経なければ行えない旨も憲法に規定された（第4条）。

(13) 台湾の最高立法機関。公選の立法委員により構成される。

(14) 県・市における創制権・複決権の行使に関しては、県民・市民は、県・市の自治事項について、法律により創制及び複決の権利を行使する旨が憲法に規定された（第123条・第128条）。

制定し、これを行行使する。

第 136 条 創制及び複決の権利の行使については、法律で定める。

2003 年に制定・施行された公民投票法は、憲法第 136 条が規定する「創制及び複決の権利の行使」について定める法律に該当する。同法の施行により、憲法施行から半世紀以上を経て、人民が創制権・複決権を実際に行行使することが可能となった。

その実現までにこれほどの期間を要したことには、憲法に規定される人権保障が大幅に制限される状況が 1980 年代まで続いた⁽¹⁵⁾ ことに加え、憲法が第 27 条において国民大会に創制権・複決権を行行使する権限を認めていたことが影響している。第 27 条に関しては、まず、創制権・複決権の行使について（立法院が制定する）法律で定める旨を規定した第 136 条との関係をどう解釈するかという問題があった⁽¹⁶⁾。また、憲法上、国民大会は全国の国民を代表して政府を管理する権限を行行使するとされたが（第 25 条）、代議機関が直接民主主義的な権利である創制権・複決権を行行使することをどう解釈・評価するかという問題があった⁽¹⁷⁾。さらに、第 27 条第 2 項は、憲法改正に関するものを除き、全国の半数の県・市が創制権・複決権を行行使するに至った後に国民大会が両権を行行使する旨を定めていたが、中国大陸を含む全国の半数の県・市が創制権・複決権を行行使するに至る現実的な可能性はないという問題もあった。

このうち最後の問題は 1966 年に一応解決したが⁽¹⁸⁾、前 2 者は国民大会の意義や統治機構における位置付けに関わる問題であり、その解決は、1990 年に就任した李登輝総統により進められた憲政改革を待たなければならなかった。そしてその憲政改革の結果、国民大会の権限は大幅に縮小されることとなり、2000 年 4 月に行われた憲法改正⁽¹⁹⁾において第 27 条第 1 項第 3 款や同条第 2 項の適用が停止され⁽²⁰⁾、国民大会は、立法院が提出した憲法改正案及び領土変更案の複決を除き、創制及び複決に関する権限を失うこととなった。

その後、公民投票法の制定を挟み、2005 年 6 月に行われた憲法改正⁽²¹⁾によって国民大会は廃止され⁽²²⁾、次のとおり、憲法改正案及び領土変更案については有権者の投票により複決を行わなければならないことが規定された。

(15) 国共内戦が激化し、中国国民党（以下「国民党」という。）勢力が台湾に撤退する過程で、1948 年 4 月に総統に緊急処分権を与える「反乱鎮定動員時期臨時条項」（原文は「動員戡亂時期臨時條款」）が憲法の臨時条項として制定され、1949 年 5 月には台湾省戒嚴令が布告された。台湾省戒嚴令は 1987 年 7 月に解除され、反乱鎮定動員時期臨時条項は 1991 年 5 月に廃止された。

(16) 俞振華ほか「公民投票案提案審核機制與門檻之研究—以瑞士、美國、義大利、日本、法國法制與運作情形為比較研究—」2013.2, p.95. 中央選挙委員会ウェブサイト <https://www.ccc.gov.tw/old_upload/0/1000/attach/81/pta_27809_8789160_68357.pdf>

(17) 曹 前掲注(10), pp.248-257.

(18) 反乱鎮定動員時期臨時条項が国民大会において改正され、国民大会は憲法第 27 条第 2 項の制限を受けずに創制権・複決権を行行使できることとされた。この改正の後、国民大会は創制権・複決権を行行使する手続を定める規則を制定したが、実際に両権を行行使することはなかった。山岡 前掲注(5), p.182.

(19) 中華民国憲法の改正は、本文の文言を書き換えるのではなく、その末尾に修正条項として「中華民国憲法増補改正条文」（原文は「中華民國憲法增修條文」）を追加する方式で行われる。なお、憲法増補改正条文の改正は、その文言を書き換える方式で行われる場合が多い。

(20) 憲法増補改正条文第 1 条第 2 項にその旨が規定された。同条は 2005 年に更に改正された（後掲注(22)参照）。

(21) 2005 年の憲法改正の詳細については、諸橋邦彦「台湾第 7 次憲法改正と憲政改革」『レファレンス』655 号, 2005.8, pp.90-98. <<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F999879&contentNo=1>> を参照。

(22) 憲法増補改正条文第 1 条第 2 項に、憲法第 27 条を含め、国民大会について規定した憲法の規定の適用を停止する旨が規定された。

憲法増補改正条文第1条 中華民國自由地区の有権者は、立法院が提出した憲法改正案及び領土変更案について、半年の公告期間の後、3か月以内に投票により複決を行わなければならない。（後略）

②（略）

憲法増補改正条文第4条（略）

②～④（略）

⑤ 中華民國の領土は、その固有の領域によるものとし、立法院の総委員の4分の1による提議並びに総委員の4分の3の出席及び出席委員の4分の3による決議により領土変更案が提出され、半年の公告期間の後、中華民國自由地区の有権者の投票による複決において有効な賛成票が選挙人総数の半数を超えなければ、変更することができない。

⑥～⑧（略）

憲法増補改正条文第12条 憲法の改正は、立法院の総委員の4分の1による提議並びに総委員の4分の3の出席及び出席委員の4分の3による決議により憲法改正案が提出され、半年の公告期間の後、中華民國自由地区の有権者の投票による複決において有効な賛成票が選挙人総数の半数を超えれば、可決される。（後略）

こうして、現在の憲法では、創制権・複決権は専ら有権者が直接行使する権利として規定されている。

2 公民投票法の制定

公民投票法の制定に至る動きを主導したのは、民主進歩党（以下「民進党」という。）である。民進党は、国民党の支配体制に反対する勢力によって1986年に結成された。1991年、同党は、独立した「台湾共和国」の樹立と新憲法の制定を主張するとともに、その決定を公民投票による台湾全住民の選択に委ねるべきであるとする基本綱領⁽²³⁾を採択した。その後、1994年の憲法改正により総統⁽²⁴⁾の選出方法が国民大会による選出から直接選挙に改められるなど⁽²⁵⁾、台湾の民主化が進むと、同党では選挙を通じて政権を獲得することを目標とする現実路線が主流となり、1999年、同党は、台湾は独立国家であり、その独立した現状のいかなる変更も公民投票による台湾全住民の決定によらなければならないとする「台湾前途決議文」⁽²⁶⁾を採択した。これは支持者を拡大するために党の路線を台湾独立から現状維持へと修正したものとされるが⁽²⁷⁾、公民投票は引き続き目標の実現のために必要な手段として位置付けられ、「台湾前途決議文」には公民投票の法制化を速やかに達成すべきことも明記された。

1990年代には、実際にも、地方自治体や民間団体により、環境保護等をテーマとする住民の直接投票が「公民投票」として十数件実施された⁽²⁸⁾。これらは法的効果を伴わないものであっ

23) 「黨綱」 pp.16-23. 民主進歩党ウェブサイト <<https://www.dpp.org.tw/upload/download/%E9%BB%A8%E7%B6%B1.pdf>>

24) 総統は元首であり（憲法第35条）、行政院長（首相に相当）の任免権、立法院の解散権、条約締結権、軍隊の統率権等を有する。

25) 1996年に最初の総統選挙が実施された。総統の任期は4年で、再選は1度に限り認められる。

26) 原文は「台湾前途決議文」。「黨綱」前掲注23, pp.31-33.

27) 中川昌郎『李登輝から陳水扁—台湾の動向1995～2002—』交流協会, 2003, pp.436-437.

28) 俞ほか 前掲注16, pp.101-107; 曹 前掲注10, pp.170-175.

たが、有権者はこうした実践を通じてレファレンダム制度に正当性を感じるようになっていったとの見方がある⁽²⁹⁾。また、レファレンダムを意味する言葉として、法律用語である「創制」・「複決」に代わって「公民投票」が広く用いられるようになった⁽³⁰⁾。

2000年3月の総統選挙で民進党の陳水扁候補が勝利し、同党は初めて政権の座に就いた。陳総統は、同年5月の就任演説⁽³¹⁾において、中国⁽³²⁾が台湾に対して武力を行使しようとしないう限り、統一か独立かといった現状の変更に関する公民投票を行わないと述べるなど、現状維持路線を掲げて施政を開始した。しかし、国民党などの野党が多数を占める立法院との対立などから、政権運営は難航し、目指していた公民投票の法制化も進展しなかった。

2003年5月20日、陳総統は、台湾の世界保健機関（WHO）総会へのオブザーバー参加が実現しなかったこと⁽³³⁾を受け、WHO加盟に関する公民投票の実施に向けて協議を行うよう、与野党に呼び掛けた。さらに、同年6月27日には、第四原子力発電所（第四原発）の建設⁽³⁴⁾などの重要問題について、次期総統選挙（2004年3月）までに公民投票を実施する意思を表明した。こうした陳総統の姿勢には、台湾の主体性を示す公民投票の実施を訴えることで、有権者の台湾人意識をかき立て、次期総統選挙に向けて弾みをつける狙いがあったと見られる⁽³⁵⁾。

国民党は、どのようなテーマであれ公民投票を実施することが台湾独立に関する公民投票の実施に道を開くことを警戒していたが、世論が公民投票の実施に好意的であることを感じとり、公民投票の法制化を積極的に支持する方針に転換したとされる⁽³⁶⁾。

こうして公民投票の法制化の機運が高まり、立法院において審議が行われた結果、2003年11月27日に公民投票法が成立した（同年12月31日に公布・施行）⁽³⁷⁾。同法の内容は、民進党の案ではなく、立法院で多数を占める国民党などの野党の案をベースとしたもので、公民投票の実施に関して次のような制約や要件を課していた。

(29) 俞ほか 同上, p.98.

(30) 頼錦琬『公民投票法釋義』三民書局, 2007, p.2.

(31) 「中華民國第十任總統、副總統就職慶祝大會」2000.5.20. 中華民國總統府ウェブサイト <<https://www.president.gov.tw/NEWS/6742>>

(32) 本稿では、「中国」を中華人民共和国の略称として用いる。

(33) 当時台湾では、重症急性呼吸器症候群（SARS）が流行しており、WHO総会への参加の期待が高まっていた。台湾は2003年5月19日から開催されるWHOの年次総会にオブザーバーとして参加することを求めたが、中国が反対し、認められなかった。中川昌郎『馬英九と陳水扁—台湾の動向2003～2009.3—』明德出版社, 2010, pp.57-58. 台湾のWHO総会へのオブザーバー参加は2009年から認められたが、2017年からは再び認められない状態となっている。なお、2020年2月11～12日に開催された新型コロナウイルスに関するWHOの会合には、台湾もオンラインによる参加が認められた。

(34) 第四原発は、台湾北部の新北市で1999年に建設が始まった原子力発電所で、民進党は建設反対の立場であった。陳政権は2000年10月に建設中止を発表したが、野党の激しい反発に遭い、2001年2月に建設再開に転じていたため、党内に不満が残っていた。同上, pp.61-62; 山形勝義「台湾における公民投票法の制定過程と国民投票の実施」『アジア文化研究所研究年報』53号, 2018, p.103.

(35) 小笠原欣幸『台湾総統選挙』晃洋書房, 2019, p.153.

(36) 同上, pp.153-154; 石原忠浩「台湾住民投票と選挙—陳水扁政権時代の住民投票を事例に一」『交流』No.932, 2018.11, p.2.

(37) 「制定公民投票法」『總統府公報』6557号, 2003.12.31, pp.2-17. <<https://www.president.gov.tw/File/Doc/bc3d00a3-1da6-4bbe-a1a6-118e6832efeb>> 制定時の同法の邦訳として、『公民投票法全文』『台北週報』2124号, 2003.12.18. 台北駐日経済文化代表処ウェブサイト <https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12944.html>; 室井敬司「台湾「公民投票法」(2003年12月31日公布)の試訳と若干のコメント」稲正樹ほか『アジア諸国の地方自治制度の現状と課題』(アジア研究所・アジア研究シリーズ No.52) 亜細亜大学アジア研究所, 2004, pp.33-64があり、本稿でもこれらを参考にした。

- ・公民投票の対象事項について、憲法に関しては立法院が議決した憲法改正案の承認に関する公民投票だけを規定した。
- ・有権者による公民投票の発議について、有権者総数の0.5%以上による提案と、同5%以上による連署を要することとした。
- ・重要政策の策定・廃止に関する公民投票を発議する権限を立法院に認める一方で、行政院⁽³⁸⁾には認めなかった。

他方で、同法には、民進党の案に基づき、総統に国家安全事項に関する公民投票を発議する権限を認める規定が盛り込まれた。これは、総統選挙が近づく中で、台湾人意識に関わるこの規定に反対することを国民党がためらったためだとされる⁽³⁹⁾。

なお、公民投票の可決の要件は、賛成票の数が有効投票数の過半数であり、かつ、投票率が50%以上であることとされた。また、公民投票の実施対象期間⁽⁴⁰⁾内に全土的な選挙が実施される場合は、その選挙と同日に公民投票を実施できることが規定された。

3 公民投票法の運用及び改正

成立した公民投票法では、第四原発の建設やWHO加盟に関する公民投票を陳総統が意図していたように次期総統選挙までに実施することは、事実上不可能であった⁽⁴¹⁾。陳総統は、公民投票法が施行されると、中国のミサイル配備を理由として、防衛の強化及び中国との協議に関する2件の公民投票を国家安全事項に関する公民投票として発議し、2004年3月20日、総統選挙に合わせて公民投票が実施された（第1案・第2案。各公民投票の概要についてはⅢ参照。以下同じ。）。しかし、いずれも投票率が50%に達せず、否決となった。

陳総統はこの時の総統選挙で再選されたが、立法院では国民党などの野党が多数を占める状態が続いた。政権運営が難航する中、民進党が主導して有権者の署名を集めたことにより、国民党の資産問題及び台湾の国際連合（以下「国連」という。）加盟に関する2件の公民投票が発議され、それに対抗するかたちで国民党が主導して有権者の署名を集めたことにより、更に2件の公民投票が発議された。その結果、2008年1月12日に立法委員選挙に合わせて2件（第3案・第4案）、また、同年3月22日に総統選挙に合わせて2件（第5案・第6案）の公民投票が実施されたが、全て投票率が50%に達せず、否決となった。

この時の総統選挙では国民党の馬英九候補が当選し、同党が政権を奪還した。馬総統は2012年1月の総統選挙で再選された。馬政権の時代に公民投票は1件も実施されなかった。

2016年1月の総統選挙で民進党の蔡英文候補が当選し、民進党が再び政権の座に就いた。民進党は、同時に行われた立法委員選挙でも多数を確保した。それまでに実施された公民投票が全て否決となったことなどを踏まえ、民進党は公民投票の発議や可決の要件の緩和などを内容

(38) 台湾の最高行政機関。

(39) Jih-wen Lin, "Taiwan's referendum act and the stability of the status quo," pp.14-15. 中央研究院政治学研究所ウェブサイト <<http://www.ipsas.sinica.edu.tw/image/ipsas/1/27.pdf>>

(40) 有権者が発議した公民投票の場合、提案の成立が公告されてから1か月以後6か月以内。詳細はⅡ4(1)を参照。

(41) 成立した公民投票法は、行政院に公民投票を発議する権限を認めていなかった。また、次期総統選挙までに公民投票を実施できるように有権者の署名を集めて発議することは、時間的にほぼ不可能であった。なお、第四原発の建設及びWHO加盟に関する公民投票は、現在まで実施されていない。ただし、第四原発は馬英九政権の時代に建設が凍結され、2021年8月に営業運転開始に関する公民投票が実施される予定となっている（後掲注(39)参照）。

とする公民投票法改正案を立法院に提出し、2017年12月12日、同案は成立した（2018年1月3日に公布・施行。以下この改正を「2017年改正」という。）⁽⁴²⁾。2017年改正の主な内容は次のとおりである。

- ・有権者による公民投票の発議の要件を緩和し、有権者総数の0.01%以上（従来は0.5%以上）による提案と、同1.5%以上（従来は5%以上）による連署で足りることとした（Ⅱ3（1）参照）。
- ・重要政策の策定・廃止に関する公民投票を発議する権限を、新たに行政院にも認めた（Ⅱ1（2）（iii）参照）。
- ・公民投票の可決の要件を緩和し、賛成票が反対票より多く、かつ、（投票率50%以上という要件を廃止し、）賛成票の数が有権者総数の4分の1以上であることとした（Ⅱ5（1）参照）⁽⁴³⁾。
- ・公民投票権年齢を満20歳以上から満18歳以上に引き下げた（Ⅱ2参照）⁽⁴⁴⁾。
- ・公民投票の実施対象期間内に全土的な選挙が実施される場合は、その選挙と同日に公民投票を実施しなければならないこととした（Ⅱ4（1）参照）。

この改正の後、有権者による公民投票の発議が相次いで行われ、2018年11月24日、統一地方選挙に合わせて10件（第7案～第16案）の公民投票が実施され、うち7件が可決された。可決された提案は、いずれも蔡政権の政策に批判的な勢力の主導により発議されたもので、蔡政権は政策の遂行に制約を受ける結果となった。

その後、民進党は、公民投票の趣旨や価値が政治的動員によって損なわれることを避ける必要があるとして、公民投票を選挙から離して2年に一度、特定の日を実施することとする公民投票法改正案を立法院に提出し、2019年6月17日に同案は成立した（Ⅱ4（1）参照。以下この改正を「2019年改正」という。）⁽⁴⁵⁾。これにより、次の公民投票は、2021年8月28日に実施される予定となっている。

Ⅱ 制度の内容

本章では、憲法、公民投票法その他の関係法令の規定に基づき、公民投票制度の内容を紹介する。その概要を表1に示す。

⁽⁴²⁾ 「修正公民投票法」『總統府公報』7343号, 2018.1.3, pp.12-28. <<https://www.president.gov.tw/File/Doc/390d1504-7e0c-48c4-9c38-3a4fe1dd4d51>>

⁽⁴³⁾ 憲法改正及び領土変更に関する公民投票については、2005年の憲法改正により、賛成票の数が有権者総数の過半数であることが可決の要件として憲法に規定されたため、この緩和は適用されない（Ⅱ1（1）参照）。

⁽⁴⁴⁾ 憲法改正及び領土変更に関する公民投票については、2005年の憲法改正により、選挙権を有する者（満20歳以上）が有権者となる旨が憲法に規定されたため、この引下げは適用されない（Ⅱ1（1）参照）。

⁽⁴⁵⁾ 「修正公民投票法條文」『總統府公報』7432号, 2019.6.21, pp.8-13. <<https://www.president.gov.tw/File/Doc/762d4b66-fff5-4176-b017-2a4cf54686b8>>

表1 公民投票制度の概要

対象事項	実施が必要的か任意的か ^(注)	発議権者	発議の要件	可決の要件	投票結果の主な効果
憲法改正案の承認	必要的	－	立法院が総委員の4分の3以上の出席の下、出席委員の4分の3以上の賛成により憲法改正案を可決	賛成票の数が有権者総数の過半数	否決の場合、憲法改正を行えない。
領土変更案の承認	必要的	－	立法院が総委員の4分の3以上の出席の下、出席委員の4分の3以上の賛成により領土変更案を可決	同上	否決の場合、領土変更を行えない。
法律の廃止	任意的	有権者	有権者総数の0.01%以上による提案及び同1.5%以上による連署	賛成票が反対票より多く、かつ、賛成票の数が有権者総数の4分の1以上	可決の場合、提案に係る法律は投票結果の公告から起算して3日目の日に効力を失う。
立法原則の策定	任意的	有権者	同上	同上	可決の場合、行政院は3か月以内に関係法案を作成し、立法院は次の会期の終了前にその審議手続を完了しなければならない。
重大政策の策定・廃止	任意的	有権者	同上	同上	可決の場合、総統又は主務官庁は提案の内容を実現するために必要な措置を講じなければならない。
		行政院	立法院の同意	同上	
		立法院	本会議での可決	同上	
国家安全事項	任意的	総統	国家が外部の力の脅威を受け、国家主権の変更に至るおそれがあること及び閣議での決議	同上	(規定なし)
中国との政治的取決めの締結	必要的	－	行政院が提出した取決め案に、立法院が総委員の4分の3以上の出席の下、出席委員の4分の3以上の賛成により同意	賛成票の数が有権者総数の過半数	否決の場合、政治的取決めの締結を行えない。

(注) 法令の定めにより当然に実施される場合を必要的、発議権者の提案により実施される場合を任意的とした。
(出典) 筆者作成。

1 対象事項

公民投票の対象事項について、憲法や公民投票法は「創制」・「複決」の語を用いて規定しているが、ここでは、その具体的な内容をより一般的な表現を用いて説明する⁽⁴⁶⁾。

⁽⁴⁶⁾ 最高行政法院（行政事件の最上級審裁判所）の判決によれば、公民投票法にいう「創制」とは、公民の提案に係る事項について、公民が投票によって意思を表示し、その実現のために積極的な方策を採るように政府を督促する制度であり、概念的には「無から有へ」の制度であるとされている。また、「複決」とは、代表機関によって可決された法案又は実行中の政策について、公民が投票によって最終決定権を行使し、それを継続するか廃止するかを決定する制度であるとされている。最高行政法院 105 年度判字第 127 号判決。しかし、この定義では、ある提案が「創制」と「複決」のいずれに該当するか、判別が難しい場合もある。例えば、2018 年 11 月に公民投票が実施された第 9 案（輸入禁止措置の維持の提案）については、中央選挙委員会の審査において重要政策の「創制」と「複決」のいずれに該当するかが議論となったが、結論が出ないまま審査終了となり、投票に至った模様である。中央選挙委員会編『全国性公民投票案第 7 案至第 16 案實錄』2019, pp.119-122. <<https://web.cec.gov.tw/central/cms/pblct/30822>>; 「中選會委員會議審議 4 項全国性公民投票提案」2018.5.29. 中央選挙委員会ウェブサイト <<https://web.cec.gov.tw/referendum/cms/news/27386>>

(1) 憲法に規定された事項

(i) 憲法改正案の承認

憲法改正は、2005年の憲法改正（I1(2)参照）により、公民投票で可決されなければ行えないこととなった。その手続等は次のとおりである（憲法増補改正条文第1条第1項・第12条）。

- ① 立法院において、総委員の4分の1以上により、憲法改正案が提出される。
- ② 立法院において、総委員の4分の3以上の出席の下、出席委員の4分の3以上の賛成により、憲法改正案が可決される。
- ③ 同案について、半年の公告期間の後、3か月以内に公民投票が実施される。賛成票の数が有権者総数の過半数であれば、可決となり、憲法改正が成立する。

憲法改正に関する公民投票については、憲法の規定が公民投票法の規定に優先して適用されるため、上記のように発議や可決の要件、投票日等が通常の公民投票と異なる。投票権年齢も、選挙権を有する者⁽⁴⁷⁾が有権者となる旨が憲法に規定されているため、満20歳以上となっている（通常の公民投票は満18歳以上。II2参照）。

(ii) 領土変更案の承認

領土の変更も、憲法改正と同様、2005年の憲法改正により、公民投票で可決されなければ行えないこととなった（I1(2)参照）。その手続等も憲法改正と同様であり（憲法増補改正条文第1条第1項・第4条第5項）、通常の公民投票とは発議や可決の要件、投票日、投票権年齢等が異なる。

(2) 公民投票法に規定された事項

公民投票法は、第2条第2項において、有権者が公民投票を発議できる対象事項を規定するとともに（(i)～(iii)参照⁽⁴⁸⁾）、同条第4項において、予算、租税、給与及び人事に関する事項⁽⁴⁹⁾は公民投票の対象とならないことを規定している。

また、これと別に、第16条において国家安全事項に関する公民投票（(iv)参照）について規定している。

なお、公民投票が原住民族⁽⁵⁰⁾の権利に関連するときは、「原住民族基本法」⁽⁵¹⁾の規定に違反してはならないこととされている（公民投票法第1条第2項。以下、同法の条項は法律名を省略して記載する。）。

(i) 法律の廃止

有権者が公民投票を発議できる対象事項の第1は、既に制定されている法律の廃止（失効）である（第2条第2項第1款）⁽⁵²⁾。これには、法律の一部の廃止（失効）も含まれる。

(47) 憲法第130条により、満20歳以上の国民が選挙権を有することとされている。

(48) 制定時の公民投票法は、第2条第2項において憲法改正案の承認も対象事項として掲げていたが（旧同項第4款）、2017年改正において同款は削除され、同項柱書が「公民投票の対象事項は、憲法の規定によるもののほか、次のとおりとする。」と修正（下線部を追加）された。

(49) 2017年改正までは、投資に関する事項も公民投票の対象から除外されていた。

(50) 台湾には、漢民族のほか、アミ族、パイワン族等の原住民族が居住している。

(51) 原文は「原住民族基本法」。

(52) 成立前の法案の採否でなく、既に制定されている法律の廃止を対象とする制度は、イタリアに類例がある。山岡規雄『諸外国の国民投票法制及び実施例 2019年版』（調査資料2018-1-a 基本情報シリーズ26）国立国会図書館、2019、p.19。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11253574_po_201801a.pdf?contentNo=1>

（ii）立法原則の策定

第2は、立法原則、すなわち立法院がそれに基づいて法律を制定すべき原則の策定である（第2条第2項第2款）。法律の制定自体は、公民投票の対象事項となっていない。

（iii）重大政策の策定・廃止

第3は、実施されるべき重大政策の策定及び既に実施されている重大政策の廃止である（第2条第2項第3款）。「重大政策」の定義は、法律上、明確でない。

重大政策の策定・廃止に関する公民投票は、有権者のほか、行政院及び立法院も発議することができる（第14条・第15条）。制定時の公民投票法は、行政院には発議する権限を認めていなかった。これに関しては、行政権に属する政策の策定に関して公民投票を発議する権限を立法院に一方的に認め、可決された場合に行政部門がその政策を実施せざるを得ないようにすることは、行政と立法の権力の均衡を崩し、権力分立の原理に反するとの指摘もあり⁽⁵³⁾、2017年改正で行政院にも発議する権限が認められることとなった。

（iv）国家安全事項

公民投票法は、第16条第1項において、国家が外部の力の脅威を受け、国家主権の変更に至るおそれがあるときは、総統が国家安全事項に関する公民投票を発議することができる旨を規定している。この公民投票は、「防御性公民投票」と通称されている。「国家が外部の力の脅威を受け、国家主権の変更に至るおそれがあるとき」及び「国家安全事項」の定義は、法律上、明確でない。

防御性公民投票の趣旨は、台湾が現状変更の脅威に直面したときに、防御手段として、公民投票という方法で意見を表明することにより、生存と国際社会の支持を勝ち取ることにありと説明されている⁽⁵⁴⁾。

防御性公民投票には、投票日に関する規定など、一部の規定は適用されない（第16条第2項）。

（3）中国との政治的取決めの締結に関する公民投票

中国との政治的取決めの締結については、2019年5月に改正された「兩岸人民關係条例」⁽⁵⁵⁾により、公民投票で可決されなければ行えないこととなった。同条例はその手続等を次のように規定しており（同条例第5条の3第7項）、発議や可決の要件等が通常の公民投票と異なることとなっている。

- ① 立法院において、行政院が提出した取決め案が、総委員の4分の3以上の出席の下、出席委員の4分の3以上の賛成により、同意される。
- ② 同案について、公民投票が実施される。賛成票の数が有権者総数の過半数であれば、可決となり、取決めの締結手続を完了することが可能となる。

なお、同条例に規定のない事項については、公民投票法の規定（投票日に関する規定など、一部の規定を除く。）が適用される旨が同条例に規定されている（同条例第5条の3第8項）。

⁽⁵³⁾ 頼 前掲注(30), pp.57-59.

⁽⁵⁴⁾ 同上, p.59.

⁽⁵⁵⁾ 原文は「臺灣地區與大陸地區人民關係條例」。なお、台湾における「条例」は法律の名称の1つであり、その効力は「法」の名称を有する法律と同等である。蔡秀卿・王泰升編著『台湾法入門』法律文化社, 2016, pp.30-31.

2 有権者

公民投票における有権者は、満 18 歳以上の国民で、6 か月以上継続して国内に居住している者である（第 7 条・第 8 条）。公民投票権年齢は、制定時の公民投票法では選挙権年齢と同じ満 20 歳以上であったが、2017 年改正で満 18 歳以上に引き下げられた。ただし、憲法改正及び領土変更に関する公民投票については、選挙権を有する者が有権者となる旨が憲法に規定されているため、満 20 歳以上のままとされている（憲法増補改正条文第 1 条第 1 項・第 4 条第 5 項・第 12 条。II 1 (1) 参照）。

3 発議

公民投票の発議の手續や要件について、発議の主体別に説明する。なお、憲法改正、領土変更及び中国との政治的取決めの締結に関する公民投票の発議に関しては、II 1 を参照。

(1) 有権者による発議

有権者による公民投票の発議には、2 段階の署名簿の提出が必要となる⁽⁵⁶⁾。

まず、第 1 段階として、提案代表者（提案者の代表者）が、公民投票の提案の本文（100 字以内）及び理由書（2,000 字以内）と、直近の総統選挙の有権者総数の 0.01% 以上⁽⁵⁷⁾の提案者の署名簿を、中央選挙委員会に提出する（第 9 条第 1 項・第 2 項、第 10 条第 1 項）。

提案の本文は、簡単明瞭かつ客観的・中立的でなければならない（第 9 条第 3 項）。また、1 つの公民投票の提案における提案事項は、1 つに限られる（同条第 8 項）。

提案者の必要人数は、制定時の公民投票法では有権者総数の 0.5% 以上であった。しかし、その人数は、次に述べる連署者の必要人数とともに一般の有権者にとってハードルが高く、公民投票が立法目的から離れて動員力のある政党の選挙の道具となってしまった原因であるとの指摘もあり⁽⁵⁸⁾、2017 年改正で 0.01% 以上に緩和された。

提案者となる有権者は、所定の様式⁽⁵⁹⁾の署名簿に自ら署名又は押印し、国民身分証統一番号及び戸籍上の住所を記入する（第 9 条第 5 項）。

公民投票の提案の提出を受けた中央選挙委員会は、60 日以内にその審査を行う（第 10 条第 3 項）。提案の内容が公民投票法の規定に合致しないときは、聴聞会を開催した上で、提案代表者に対して 30 日以内に提案の内容を補正するよう通知する（同条同項・第 4 項）。補正を経てもなお提案の内容が規定に合致しないときは、提案を却下する。（同条第 3 項）。

なお、制定時の公民投票法では、行政院に設置された公民投票審議委員会が、提案の内容が公民投票法の規定に合致するかどうかを審査し、認定することとなっていた。しかし、同審議委員会については、中央選挙委員会に屋上屋を架すもので権限・責任が不明確である、構成や審査が政治的であり無意味な争いを生んでいる、委員を務める専門家の見解が有権者の政策へ

⁽⁵⁶⁾ 中央選挙委員会のウェブサイト、有権者による発議の流れを示す図が掲載されている。「全国性公民投票案流程圖〈公民提案及連署〉」2019.6.21. 中央選挙委員会ウェブサイト <<https://web.cec.gov.tw/upload/file/2019-06-27/7a9a3955-3032-45e7-8e0d-7e865ab4bf31/384b68c1532249a88905cd8b5db3ffb7.pdf>>

⁽⁵⁷⁾ 2020 年 1 月に実施された総統選挙の有権者総数は、1931 万 1105 人であった（「中選會公布第 15 任總統副總統及第 10 屆立法委員選舉選舉人人數」2020.1.7. 同上 <<https://web.cec.gov.tw/central/cms/109news/32361>>）。その「0.01% 以上」は、1,932 人以上になる。

⁽⁵⁸⁾ 俞ほか 前掲注(16), pp.109-110, 140-141.

⁽⁵⁹⁾ 「全国性公民投票案提案人名冊格式」2018.8.22. 中央選挙委員会ウェブサイト <<https://web.cec.gov.tw/upload/file/2018-03-06/88c567ea-8b99-4a3b-ab2c-020d7e203b66/e825342d543a205dc1e418d647f9c3ac.pdf>>

の願望に勝るといふ印象を与え公民投票の精神に合致しない等の指摘があり⁽⁶⁰⁾、同審議委員会は2017年改正で廃止された。

中央選挙委員会は、提案の内容が公民投票法の規定に合致すると認めるときは、戸籍行政機関に対し、15日以内に署名簿の審査を行うよう要請する（第10条第5項）。戸籍行政機関は、規定に合致しない提案者及び規定に合致しない署名を行った提案者を署名簿から削除する（同条第6項）。それによって提案者の人数が必要数に不足することとなったときは、中央選挙委員会は、提案代表者に対し、30日以内に提案者の署名簿を追加提出するよう通知する（同条第7項）。追加提出を経ても提案者の人数が不足するときは、提案を却下する（同項）。

提案者の人数が必要数を満たすときは、中央選挙委員会は、提案代表者に対し、10日以内に同委員会から連署者の署名簿の様式を受け取るよう通知する（第10条第9項）。また、その提案に関係する政府機関に対し、45日以内に意見書（2,000字以内）を提出し、その提案が可決された場合及び否決された場合の法的効果を説明するよう要請する（同条第8項）。

連署者の署名簿の様式を受け取った提案代表者は、第2段階として、様式を受け取った日から6か月以内に、直近の総統選挙の有権者総数の1.5%以上⁽⁶¹⁾の連署者の署名簿を、中央選挙委員会に提出する（第12条第1項・第2項）。連署者の必要人数は、制定時の公民投票法では有権者総数の5%以上であったが、2017年改正で1.5%以上に緩和された。連署者となる有権者は、署名簿に自ら署名又は押印し、国民身分証統一番号及び戸籍上の住所を記入する（同条第3項）⁽⁶²⁾。

連署者の署名簿の提出を受けた中央選挙委員会は、戸籍行政機関に対し、60日以内に署名簿の審査を行うよう要請する（第13条第1項）。戸籍行政機関は、規定に合致しない連署者及び規定に合致しない署名を行った連署者を署名簿から削除する（同条第2項）。それによって連署者の人数が必要数に不足することとなったときは、中央選挙委員会は、提案代表者に対し、30日以内に連署者の署名簿を追加提出するよう通知する（同条第3項）。追加提出を経ても連署者の人数が不足するときは、公民投票の提案が成立しなかった旨を公告する（同項）。

連署者の人数が必要数を満たすときは、中央選挙委員会は、10日以内に公民投票の提案が成立した旨を公告する（第13条第3項）。

(60) 「立法院第9屆第4會期第11次會議紀錄」(2017.12.5)『立法院公報』106卷113期, 4515号, 第2冊, 2018.1.3, pp.28-43. (公民投票法改正案の説明部分) <https://lci.ly.gov.tw/LyLCEW/communique1/final/pdf/106/113/LCIDC01_10611302.pdf>; 兪ほか 前掲注(16), pp.140-142. 制定時の公民投票法では、公民投票審議委員会の委員は各政党からの推薦に基づいて総統が任命することとなっており、民進党の主導により提出された提案を、国民党などの野党系の委員が多数を占める同審議委員会が認定せず、行政院の再審査機関が認定した事例があった(2008年3月に公民投票が実施された第5案)。浅野和生・游清鑫「議会における与野党対決の代替としての台湾の「公民投票」」『選挙研究』32巻2号, 2016, p.24. 政党推薦制は2009年に廃止されたが、その後も同審議委員会は中国との経済協力枠組協定の締結に関する提案を却下するなどして、問題視されていた。兪ほか 同, pp.111-112.

(61) 2020年1月に実施された総統選挙の有権者総数(1931万1105人。前掲注(57)参照)の「1.5%以上」は、28万9667人以上になる。

(62) なお、2017年改正で、署名を電子的に集めることができる情報システムの構築・提供に関する規定が新設された(第9条第6項)。これを受け、中央選挙委員会はデジタル身分証を用いて署名を行う情報システムを開発するとともに、2020年4月、連署者の署名を電子的に集める手続等に関する規則を制定した(施行日は未定)。「訂定「全国性公民投票電子連署及查對作業辦法」」『行政院公報』26巻65期, 2020.4.10. <<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=114600>>

(2) 行政院による発議

行政院が重大政策の策定・廃止に関する公民投票を発議するときは、立法院の同意を得た後、中央選挙委員会に対し、公民投票を実施するよう、提案の本文及び理由書を添えて通知する（第14条第1項）。立法院は、行政院から公民投票の提案が提出されたときは、15日以内（開会中でない場合は、15日以内に開会し、30日以内）に議決しなければならない（同条第2項）。立法院が提案を否決したときは、その否決の日から2年間は同じ事項に関する公民投票の提案を提出することができない（同条第3項）。

(3) 立法院による発議

立法院が重大政策の策定・廃止に関する公民投票を発議するときは、本会議において公民投票の提案を可決した後、中央選挙委員会に対し、公民投票を実施するよう、提案の本文及び理由書を添えて10日以内に通知する（第15条第2項）。本会議において提案が否決されたときは、その否決の日から2年間は同じ事項に関する公民投票の提案を提出することができない（同条第3項）。

(4) 総統による発議

総統が防御性公民投票を発議するときは、閣議での決議を経る必要がある（第16条第1項）。これに関しては、防御性公民投票の濫用を防ぐため、閣議での決議を経るだけでなく、立法院の同意を得なければならないこととすべきであるとの意見も見られる⁽⁶³⁾。

4 投票

(1) 投票日

制定時の公民投票法では、公民投票は、提案の成立が公告されてから1か月以後6か月以内に実施することとされていた。また、実施コストの節減に資するため⁽⁶⁴⁾、全土的な選挙と同日に公民投票を実施できる旨が規定されていた（旧第24条）。この規定は、2017年改正において、実施コストをなるべく節減するとともに、有権者の参加意思の向上に資するため、対象期間内に全土的な選挙が実施される場合は、その選挙と同日に公民投票を実施しなければならない旨の規定に改められた（旧第23条）⁽⁶⁵⁾。

こうした規定の下で、これまでの16件の公民投票は、全て全土的な選挙と同日に実施された。しかし、2019年改正により、以後、公民投票は、2021年から2年に1回、8月の第4土曜日に実施されることとなった（第23条第1項）。これにより、公民投票は、基本的に選挙と別の日に実施されることとなる⁽⁶⁶⁾。投票日は休日になる（同条第2項）。

2019年改正の趣旨は、公民投票を選挙から離して実施することにより、公民投票の趣旨や価

⁽⁶³⁾ 曹 前掲注(10), p.618; 陳新民『憲法學釋論 新9版』2018, p.286.

⁽⁶⁴⁾ 賴 前掲注(30), p.88.

⁽⁶⁵⁾ 「立法院第9屆第2會期內政委員會第19次全體委員會議紀錄」(2016.12.15)『立法院公報』106卷7期, 4409号, 2017.1.16, pp.474-476. <https://lci.ly.gov.tw/LyLCEW/communique1/final/pdf/106/07/LCIDC01_1060701.pdf>

⁽⁶⁶⁾ 次の総統選挙及び立法委員選挙は2024年に、統一地方選挙は2022年に実施される予定である。これらの選挙は、いずれも4年に1度実施される。ただし、立法委員選挙は、立法院の解散により実施が早まる場合がある。

値が政治的動員によって損なわれることを避けることにあるという⁽⁶⁷⁾。この改正に対しては、公民投票を急いで実施することが望まれる提案もあるのに、2年に1回の実施とすることは人民の権利を制限するものであるとして、反対する意見もあった⁽⁶⁸⁾。

なお、憲法改正及び領土変更に関する公民投票の投票日は、憲法の規定による（Ⅱ1（1）参照）。また、防御性公民投票及び中国との政治的取決めの締結に関する公民投票にも、第23条の規定は適用されない（第16条第2項、兩岸人民関係条例第5条の3第8項）。

(2) 広報

中央選挙委員会は、投票日の90日前⁽⁶⁹⁾に⁽⁷⁰⁾、投票日・投票時間、公民投票の提案の整理番号・本文・理由書、政府機関が提出した意見書（有権者が発議した公民投票の提案のみ）、意見発表会・討論会に関する事項等を公告する（第17条第1項）。また、公告した事項などを掲載した公民投票公報を印刷し、投票日の2日前に各戸に配布するとともに、適宜の場所に貼り出し、インターネットで公開する（第18条）⁽⁷¹⁾。

中央選挙委員会は、公費により、賛成側⁽⁷²⁾・反対側⁽⁷³⁾の双方による意見発表会又は討論会を少なくとも5回開催し、地上波のテレビチャンネルで放送する（第17条第2項・第3項）。指定されたテレビ局は、放送を拒否することができない（同条第2項）。意見発表会・討論会はインターネットでも中継し、その録画を中央選挙委員会のウェブサイトで公開する（同条第4項）⁽⁷⁴⁾。

2018年11月24日に実施された公民投票では、同月3～21日の8:30～17:00の時間帯に、10件の提案について各5回（計50回）の意見発表会が開催され、5つのテレビチャンネルで10回ずつ、生放送された。各回の意見発表会では、賛成側・反対側がそれぞれ推薦した者が、交互に12分ずつ2回（計24分ずつ）、意見を発表した。意見発表会の開催に充てられた予算は、総額7542万元（約2億7460万円）⁽⁷⁵⁾であった⁽⁷⁶⁾。

(67) 「立法院第9届第7会期第1次臨時會第1次會議紀錄」(2019.6.17)『立法院公報』108卷63期, 4706号, 2019.7.3, p.41. (蔣黎安委員(民進黨)の発言) <https://lci.ly.gov.tw/LyLCEW/communique1/final/pdf/108/63/LCIDC01_1086301.pdf>

(68) 同上, pp.34-35. (吳志揚委員(国民党)の発言)

(69) 2019年改正までは、28日前であった。

(70) 防御性公民投票及び中国との政治的取決めの締結に関する公民投票には適用されない（第16条第2項、兩岸人民関係条例第5条の3第8項）。また、憲法改正及び領土変更に関する公民投票については、憲法の規定により、半年の公告期間が置かれる（憲法増補改正条文第1条第1項・第4条第5項・第12条。Ⅱ1（1）参照）。

(71) 過去の公民投票公報は、「公報」中央選挙委員会ウェブサイト <<https://web.ccc.gov.tw/referendum/cms/123>> に掲載されている。

(72) 有権者が発議した公民投票では提案代表者を、行政院が発議した公民投票及び防御性公民投票では行政院を、立法院が発議した公民投票では立法院をいう（「公民投票意見発表会・討論会実施規則」（原文は「全國性公民投票意見発表會或辯論會實施辦法」）第3条第1項）。

(73) 有権者が発議した公民投票では立法院、行政院及び中央選挙委員会の許可を受けた反対意見者（Ⅱ4（3）参照。以下「許可反対意見者」という。）を、行政院が発議した公民投票及び防御性公民投票では反対意見を有する立法院の議員団（該当する議員団がない場合は許可反対意見者）を、立法院が発議した公民投票では関連政府機関及び許可反対意見者をいう（公民投票意見発表会・討論会実施規則第3条第1項）。

(74) 第7案以降の公民投票の提案に関する意見発表会の録画を、「意見発表會」中央選挙委員会ウェブサイト <<https://web.ccc.gov.tw/referendum/hearing/rmedia>> から視聴することができる。

(75) 邦貨換算は報告省令レート（令和2年4月分）による。単位未満は四捨五入。

(76) 中央選挙委員会編 前掲注⁽⁴⁶⁾, pp.311-318.

(3) 投票運動

公民投票法には、有権者の買収行為等の処罰規定（第36条等）を除き、投票運動の態様を規制する規定がない。したがって、広告放送を行うことも可能である⁽⁷⁷⁾。

ただし、投票運動に関する寄附については規制がある。公民投票の提案の提案代表者並びに支持者及び反対意見者は、投票運動資金について寄附を募るときは、当該提案の成立が公告された後⁽⁷⁸⁾、代表者の氏名・住所、直近の総統選挙の有権者総数の0.005%以上⁽⁷⁹⁾の連署者の署名簿（支持者及び反対意見者のみ）、専用口座の口座番号、帳簿を管理する会計士の氏名・住所等を記載した申請書を中央選挙委員会に提出し、その許可を受けなければならない（第20条第1項、公民投票経費募集許可管理規則第3条）。許可を受けた者は、投票運動資金の収支を帳簿に記録し、投票日から30日以内に収支決算報告書を中央選挙委員会に提出しなければならない（第20条第2項）。中央選挙委員会は、収支決算報告書の提出を受けてから45日以内に、報告された資料を整理し、政府公報に掲載する（同条第5項）。

寄附は、①外国や中国大陸の団体・個人、②主要構成員が外国人や中国大陸の人民である団体、③公営企業、④政府から補助金の交付を受けている財団法人からは受けることができない（第20条第1項）。①・②の者から寄附を受けたときは、2か月以内に国庫に納付しなければ5年以下の懲役刑に処せられる（第45条第1項）。③・④の者から寄附を受けたときは、1か月以内にその者に返還するか、2か月以内に国庫に納付するかしなければ罰金刑に処せられる（同条第2項）。寄附を行った①～④の者も、罰金刑に処せられる（同条第4項）。さらに、2019年12月に制定された「反浸透法」⁽⁸⁰⁾により、台湾域外の敵対勢力から指示、委託又は資金援助を受けて寄附を行った者は、5年以下の懲役刑にも処せられることとなった（同法第3条）。

(4) 投票の方式

投票は、公民投票の提案の整理番号及び本文が印刷された投票用紙の賛成欄又は反対欄⁽⁸¹⁾に、投票者が投票所に準備された印鑑で丸印を付ける方式により行う（第21条）。

5 効果

(1) 投票結果

投票の結果、賛成票が反対票より多く、かつ、賛成票の数が有権者総数の4分の1以上である場合は可決となり、それ以外の場合は否決となる（第29条第1項・第2項）⁽⁸²⁾。

制定時の公民投票法では、賛成票の数が有効投票数の過半数であり、かつ、投票率が50%以

⁽⁷⁷⁾ 2018年12月、テレビ局が公民投票の提案の広告放送を行うことを禁止する公民投票法改正案が民進党の立法委員により立法院に提出されたが、成立に至っていない。「公民投票法部分条文修正草案」請審議案。「立法院議案整合暨綜合查詢系統」ウェブサイト <<https://misq.ly.gov.tw/MISQ/IQuery/misq5000QueryBillDetail.action?billNo=1071214070201400>>

⁽⁷⁸⁾ 行政院及び立法院が発議した公民投票並びに防御性公民投票の場合は、中央選挙委員会に対して公民投票を実施するよう通知がなされた後（「公民投票経費募集許可管理規則」（原文は「全国性公民投票経費募集許可及管理辦法」）第2条）。

⁽⁷⁹⁾ 2020年1月に実施された総統選挙の有権者総数（1931万1105人。前掲注57参照）の「0.005%以上」は、966人以上になる。

⁽⁸⁰⁾ 原文は「反滲透法」。同法の内容については、「反浸透法」成立、域外敵対勢力の命受け選挙に介入した者は懲役5年に『Taiwan Today』2020.1.2. <<https://jp.taiwantoday.tw/news.php?post=168760>> を参照。

⁽⁸¹⁾ 原文は、「賛成」は「同意」、「反対」は「不同意」。

⁽⁸²⁾ 原文は、「賛成票」は「同意票」、「反対票」は「不同意票」、「可決」は「通過」、「否決」は「不通過」（2017年改正までは「否決」）。

上であることが可決の要件となっていた（旧第30条第1項）。しかし、同法の施行後に実施された公民投票が6件連続で投票率が50%に達せずに否決となり、多くの提案で可決を目指していた民進党は、後者の要件をハードルが高すぎるとして問題視するようになった。同要件に対しては、投票への不参加を提案への反対と同一視するという不合理な想定を行うもので、賛成票を投じる者と反対票を投じる者を不公平な地位に立たせているとの指摘や、投票率が50%に達しないようにするために、提案に反対する者が投票に参加しないようになり、公民投票の正当性を低下させるとの指摘もあり⁽⁸³⁾、同要件は2017年改正で廃止された。かわりに賛成票の数が有権者総数の4分の1以上という要件が設けられたが、これは投票の結果が民意の代表性を有することを要件とする趣旨であると説明されている⁽⁸⁴⁾。

なお、憲法改正、領土変更及び中国との政治的取決めの締結に関する公民投票については、賛成票の数が有権者総数の過半数である場合は可決となり、それ以外の場合は否決となる（II1参照）。

投票結果は、中央選挙委員会が投票終了から7日以内に公告する（第30条第1項・第31条）。

(2) 投票結果の効果

投票結果の効果は、その対象事項の種別に応じ、次のとおりである。

なお、投票結果の如何にかかわらず、投票結果が公告されてから2年間は、同じ事項に関する公民投票の提案を提出することができない（第32条第1項）。

(i) 憲法改正、領土変更及び中国との政治的取決めの締結に関する公民投票

投票結果は法的拘束力を有し、否決である場合は、提案に係る憲法改正、領土変更又は中国との政治的取決めの締結を行えないこととなる（憲法増補改正条文第1条第1項・第4条第5項・第12条、兩岸人民關係條例第5条の3第7項）。

投票結果が可決である場合は、それぞれ所要の経路を経た後、総統が憲法改正、領土変更又は中国との政治的取決めの締結に関して公布を行うこととなる（第30条第1項第4款、兩岸人民關係條例第5条の3第7項）。

(ii) 法律の廃止に関する公民投票

投票結果は法的拘束力を有し、可決である場合は、提案に係る法律は投票結果が公告された日から起算して3日目の日に効力を失う（第30条第1項第1款）。この場合、立法院は、2年間は同じ法律を制定することができない（同条第5項）。

(iii) 立法原則の策定に関する公民投票

投票結果が可決である場合は、行政院は3か月以内に関係法案を作成して立法院に提出し、立法院は次の会期⁽⁸⁵⁾が終了する前にその審議手続を完了しなければならない（第30条第1項

⁽⁸³⁾ 俞ほか 前掲注(16), pp.140-141; 「立法院第9届第4会期第12次會議紀錄」(2017.12.12)『立法院公報』106卷116期, 4518号, 第2冊, 2018.1.9, p.136. (周春米委員(民進党)の発言) <https://lci.ly.gov.tw/LyLCEW/communi-que1/final/pdf/106/116/LCIDC01_10611602.pdf>

⁽⁸⁴⁾ 「立法院第9届第4会期第12次會議紀錄」同上(周春米委員(民進党)の発言)

⁽⁸⁵⁾ 立法院の会期は毎年2回とされており、第1回が2月から5月末まで、第2回が9月から12月末までであるが、必要に応じて延長されることもある(憲法第68条)。

第2款)。立法院は公民投票により策定された立法原則を変更することができず、また、関係法律の施行から2年間は、その法律を改正又は廃止することができない（同条第4項）。

以上の効果に関しては、表面上は拘束力を有するよう見えるが、実際は関係法律に関する立法院の立法行為は自由に行われる性格のものであるため、政治的な拘束力を有するにすぎないとの見方があった⁽⁸⁶⁾。2017年改正により、立法院が制定した関係法律と公民投票により策定された立法原則の間に矛盾があるかどうかについて疑義が生じたときは、当該公民投票に係る提案代表者が司法院にその解釈を行うよう申し立てることができる旨の規定が設けられたため（第30条第3項）、今後、申立てが行われた際に司法院がどのような解釈を行っていくかが注目される。

(iv) 重大政策の策定・廃止に関する公民投票

投票結果が可決である場合は、総統又は主務官庁は、公民投票の提案の内容を実現するために必要な措置を講じなければならない（第30条第1項第3款）。また、行政機関は、2年間は当該提案の内容を実施する政策を変更することができない（同条第6項）。

以上の効果に関しては、行政機関が従わなかったときの処分に関する規定がないため、政治的な拘束力を有するにすぎないとの見方がある⁽⁸⁷⁾。

(v) 国家安全事項に関する公民投票（防御性公民投票）

防御性公民投票の投票結果の効果については、公民投票法は何も規定していない。

III 公民投票の実施例

2003年12月の公民投票法の施行から2020年3月末日までに、16件の公民投票（第1案～第16案）が実施され、7件が可決され、9件が否決された（表2）。本章では、各公民投票の概要を紹介する。

⁸⁶ 頼 前掲注(30), p.99.

⁸⁷ 同上

表2 公民投票の実施例

整理番号	投票日	提案の本文（概要）	発議者等 (注1)	対象事項の種別	投票率 (%)	賛成 (%)	反対 (%)	絶対 得票率 (%)	成否 (注2)
第1案	2004.3.20	中国が台湾に向けたミサイルを撤去せず、台湾に対する武力行使を放棄しない場合、ミサイル防衛設備の購入を増やし、台湾の自己防衛能力を強化することに賛成するか？	陳水扁総統	国家安全事項	45.17	91.80	8.20	-	×
第2案	2004.3.20	中国と協議を進め、平和で安定した相互交流の枠組みの確立を推進し、兩岸のコンセンサスと人民の福祉を追求することに賛成するか？	陳水扁総統	国家安全事項	45.12	92.05	7.95	-	×
第3案	2008.1.12	「政党不当取得財産処理条例」を制定し、国民党の資産を人民に返還することに賛成するか？	有権者 (民进党)	立法原則の策定	26.34	91.46	8.54	-	×
第4案	2008.1.12	国家の指導者及びその部下が国家に重大な損害を与えた責任を追及し、立法院に調査委員会を設置して調査を行い、違法な職務怠慢者を処罰して不当利得を求償する法律を制定することに賛成するか？	有権者 (国民党)	立法原則の策定	26.08	58.17	41.83	-	×
第5案	2008.3.22	「台湾」名義で国連に加盟することに賛成するか？	有権者 (民进党)	重大政策の策定・廃止	35.82	94.01	5.99	-	×
第6案	2008.3.22	「中華民国」、「台湾」又は他の尊厳のある名義で、国連への復帰及び他の国際組織への加入を申請することに賛成するか？	有権者 (国民党)	重大政策の策定・廃止	35.74	87.27	12.73	-	×
第7案	2018.11.24	「年平均で少なくとも1%引下げ」という方式で、火力発電所の発電量を年々引き下げること賛成するか？	有権者 (国民党)	重大政策の策定・廃止	54.56	79.04	20.96	40.27	○
第8案	2018.11.24	「(深澳発電所を含む)あらゆる石炭火力発電所の新設・増設を取りやめる」というエネルギー政策を確立することに賛成するか？	有権者 (国民党)	重大政策の策定・廃止	54.51	76.41	23.59	38.46	○
第9案	2018.11.24	日本の福島第一原子力発電所事故による原子力災害の関係地域である福島県及び周辺4県の農産物・食品の輸入禁止措置を維持することに賛成するか？	有権者 (国民党)	重大政策の策定・廃止	54.56	77.74	22.26	39.44	○
第10案	2018.11.24	民法の婚姻規定の対象を男女のカップルの結合に限定しなければならないとすることに賛成するか？	有権者 (同性婚反対派)	立法原則の策定	55.80	72.48	27.52	38.76	○
第11案	2018.11.24	義務教育の段階で、児童・生徒に対してジェンダー平等教育法施行細則が定めるLGBT教育を実施してはならないとすることに賛成するか？	有権者 (同性婚反対派)	重大政策の策定・廃止	55.73	67.44	32.56	35.85	○

第 12 案	2018.11.24	民法の婚姻規定以外の形式によって同性のカップルが永続的に共同生活を営む権利を保障することに賛成するか？	有権者 (同性婚 反対派)	立法原則 の策定	55.75	61.12	38.88	32.40	○
第 13 案	2018.11.24	「台湾」名義であらゆる国際スポーツ大会や 2020 年東京オリンピックに参加を申請することに賛成するか？	有権者 (台湾独 立派)	重大政策 の策定・ 廃止	55.89	45.20	54.80	24.11	×
第 14 案	2018.11.24	民法の婚姻条項によって同性のカップルが婚姻関係を形成することを保障することに賛成するか？	有権者 (同性婚 賛成派)	立法原則 の策定	55.37	32.74	67.26	17.12	×
第 15 案	2018.11.24	ジェンダー平等教育法によって義務教育の各段階でジェンダー平等教育を実施することを明確に定め、その内容に感情教育、性教育、LGBT 教育等に関する授業を含めなければならないことに賛成するか？	有権者 (同性婚 賛成派)	立法原則 の策定	55.33	34.01	65.99	12.75	×
第 16 案	2018.11.24	電気事業法第 95 条第 1 項の「原子力発電設備は、2025 年までに全て運転を停止しなければならない」という条文を廃止することに賛成するか？	有権者 (原子力 発電推進 派)	法律の廃 止	54.83	59.49	40.51	29.84	○

(注 1) 有権者が発議した提案については、有権者の署名を集めて発議を主導した主体や勢力を括弧内に記載した。

(注 2) 可決を○、否決を×で示した。可決の要件は、第 1 案～第 6 案では、賛成票の数が有効投票数の過半数であり、かつ、投票率が 50% 以上であること、第 7 案～第 16 案では、賛成票が反対票より多く、かつ、賛成票の数が有権者総数の 4 分の 1 以上であること（絶対得票率が 25% 以上であること）である。

(出典) 「公民投票投票結果」中央選挙委員会ウェブサイト <<https://web.cec.gov.tw/upload/file/2018-12-03/be6b7890-f79b-4736-a220-d416d4176513/6f690eb64a5f3cd2b28ff37da65e8d8b.pdf>>; 「全国公民投票第 3 案、第 4 案公民投票投票結果」2008.1.12. 同 <<https://web.cec.gov.tw/upload/file/2018-12-03/0336ac8f-521b-4e45-a12f-59abdadb0fb1/943ccd1def127f068bd8776b9fd78a91.pdf>>; 「全国公民投票第 5 案、第 6 案結果」同 <<https://web.cec.gov.tw/upload/file/2018-12-03/50912917-84d2-4c3c-944c-150ab5df38b6/03bb508fa927d9e3baff7b10ff5a6544.pdf>>; 「107 年全国公民投票結果」2018.11.25. 同 <<https://www.cec.gov.tw/upload/file/2018-12-03/9617f16e-8616-42d9-b052-a6efa6595712/c0e7ec8903c018054138e2f7b5a409cc.pdf>>; 中央選挙委員会編『第 7 届立法委員選舉暨全国公民投票案第 3 案、第 4 案實録』2008. <<https://web.cec.gov.tw/central/cms/pblct/23387>>; 同編『第 12 任總統副總統選舉暨全国公民投票案第 5 案、第 6 案實録』2008. <<https://web.cec.gov.tw/central/cms/pblct/23385>>; 同編『全国公民投票案第 7 案至第 16 案實録』2019. <<https://web.cec.gov.tw/central/cms/pblct/30822>> 等を基に筆者作成。

1 2004 年 3 月実施分（第 1 案・第 2 案）

第 1 案・第 2 案は、陳総統が発議した国家安全事項に関する公民投票（防御性公民投票）である。

2003 年 11 月 27 日に公民投票法が成立すると、数日後、陳総統は、中国のミサイル配備による脅威を理由として、翌年 3 月の総統選挙に合わせて防御性公民投票を実施する意向を表明した⁽⁸⁸⁾。陳総統は公民投票法の成立前から最初の公民投票を次期総統選挙までに実施する意思を示していたが、総統に発議権のある防御性公民投票は、それを実現できる事実上唯一の方法であった⁽⁸⁹⁾。

当初、陳総統は、中国のミサイルの撤去と台湾への武力不行使に関する公民投票を実施する

(88) 「総統選挙時に公民投票実施へ 中国のミサイル増強は重大な国家危機」『台湾週報』2124 号, 2003.12.18. 台北駐日経済文化代表処ウェブサイト <https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12944.html>; 石原 前掲注(36), p.3; 中川 前掲注(33), p.111.

(89) 公民投票法の成立前後の経緯について、I 2・3 を参照。

考えを示していたが、米国や日本が示した懸念⁽⁹⁰⁾への配慮から、最終的な提案の内容は、防衛の強化（第1案）及び中国との協議の推進（第2案）になった⁽⁹¹⁾。投票に向け、総統選挙の民進党候補でもある陳総統の陣営は、「台湾を愛するなら公民投票を支持しよう」という宣伝活動を展開した⁽⁹²⁾。一方、総統選挙の国民党候補の陣営は、公民投票を民進党政権が選挙に利用しているとして、支持者に棄権を呼び掛けた。

2004年3月20日に実施された投票の結果は、両案とも、賛成票が9割以上を占めたものの、投票率が50%に達せず、否決となった。同時に実施された総統選挙は、投票率80.3%で、陳総統が僅差で再選された。両投票の結果からは、総統選挙で国民党候補に投票した有権者のほとんどが公民投票を棄権し、それによって公民投票の結果が否決となったこと、また、公民投票に関心を抱いて投票に行った有権者の多くが総統選挙で陳総統に投票したことがうかがわれる⁽⁹³⁾。陳総統は公民投票を1つの選挙議題として活用し、有権者の台湾人意識をかき立てることで、総統選挙での支持の拡大を図ったとの指摘がある⁽⁹⁴⁾。この公民投票に対する有権者の評価は分かれているようである⁽⁹⁵⁾。

2 2008年1月実施分（第3案・第4案）

第3案は、国民党の資産問題の追及の法制化の提案であり、民進党が主導して有権者の署名を集めたことにより、発議された。民進党は、日本統治時代の資産を国民党が不当に取得したことを追及する法律の制定を主張していたが、立法院では国民党などの野党が多数を占めていたため、公民投票によってその促進を図ろうとしたとされる⁽⁹⁶⁾。

第4案は、政府要人の腐敗問題の追及の法制化の提案であり、陳総統の周辺で政治スキャンダルが相次いでいたことを背景として、第3案に対抗するかたちで国民党が主導して有権者の署名を集めたことにより、発議されたものである。

両案はどちらも敵対する政党への攻撃を目的とした提案であり、長期にわたった署名集めのキャンペーンはそのまま相手を攻撃する活動であったとの見方がある⁽⁹⁷⁾。もっとも、投票日が近付くと、国民党は第3案が可決されることを防ぐため、第4案を含めて公民投票を棄権することを支持者に呼び掛けた⁽⁹⁸⁾。

両案の投票は、立法委員選挙に合わせて2008年1月12日に実施された。投票結果は、前回

⁽⁹⁰⁾ 米国のブッシュ（George W. Bush）大統領は、2003年12月9日、中国の温家宝首相との共同記者会見において、一方的に現状を変える可能性を示すような台湾の指導者の言動には反対すると述べた。“President Bush and Premier Wen Jiabao Remarks to the Press,” 2003.12.9. U.S. Department of State Archive (2001-2009) website <<https://2001-2009.state.gov/p/eap/rls/rm/2003/27184.htm>> また、日本政府も、同月29日、対台湾窓口機関である交流協会（現・日本台湾交流協会）を通じ、台湾側に慎重な対応を求める異例の申入れを行った。石原 前掲注⁽³⁶⁾, p.4; 「住民投票、慎重に」日本側の窓口機関、台湾へ異例申し入れ」『読売新聞』2003.12.30.

⁽⁹¹⁾ 中川 前掲注⁽³³⁾, pp.127-128; 小笠原 前掲注⁽³⁵⁾, pp.154-156.

⁽⁹²⁾ 小笠原 同上, p.155.

⁽⁹³⁾ 浅野・游 前掲注⁽⁶⁰⁾, pp.26-27, 29-30; 小笠原欣幸「2004年総統選挙の分析」佐藤幸人・竹内孝之編『陳水扁再選—台湾総統選挙と第二期陳政権の課題—』（アジア研トピックレポート No.51）日本貿易振興機構アジア経済研究所, 2004, pp.16-17. <https://ir.ide.go.jp/?action=repository_uri&item_id=28236&file_id=26&file_no=1>

⁽⁹⁴⁾ 小笠原 前掲注⁽³⁵⁾, p.156.

⁽⁹⁵⁾ 2004年5月に国立政治大学選挙研究センターが実施した世論調査では、この公民投票が「台湾の民主主義を前進させた」という見方と「台湾の民主主義を破壊した」という見方のどちらに同意するか、という質問に対し、33.8%が「前進させた」、30.0%が「破壊した」と回答したという。浅野・游 前掲注⁽⁶⁰⁾, p.25.

⁽⁹⁶⁾ 浅野・游 同上, p.22; 山形 前掲注⁽³⁴⁾, p.108.

⁽⁹⁷⁾ 浅野・游 同上, p.30; 山形 同上, p.112.

⁽⁹⁸⁾ 中川 前掲注⁽³³⁾, pp.639-640; 浅野・游 同上, p.23.

同様、両案とも賛成票が過半数を占めたものの、投票率が50%に達せず、否決となった⁽⁹⁹⁾。立法委員選挙は、投票率約58%で、国民党が勝利した。両案の投票率が50%に達しなかったのは、前回同様、国民党の支持者の大半が棄権したためと見られる⁽¹⁰⁰⁾。そうした状況下で第4案でも賛成票が過半数を占めたことは、民進党の支持者にも陳政権の腐敗問題に対する批判者が多数いたことを示しているとされる⁽¹⁰¹⁾。

3 2008年3月実施分（第5案・第6案）

第5案は、「台湾」名義による国連加盟の提案であり、民進党が主導して有権者の署名を集めたことにより、発議された。台湾は、1993年から毎年、国連に対して「中華民国」名義による加盟の申請を行っていたが、門前払いの扱いが続いていた。この提案には、2008年の総統選挙において、有権者の台湾人意識をかき立てる内容の公民投票を同時に実施することにより、陳総統が再選を果たした2004年の総統選挙の再演を狙う思惑があったと見られている⁽¹⁰²⁾。

第6案は、「中華民国」、「台湾」又は他の尊厳のある名義による国連復帰の提案であり、第5案に対抗するかたちで国民党が主導して有権者の署名を集めたことにより、発議された⁽¹⁰³⁾。国民党は、台湾の国連加盟への世論の支持を考慮し、国連加盟に関する公民投票に反対するのではなく、対案を出すことによって民進党を狙う公民投票の支持動員効果を相殺する戦略をとったと言われている⁽¹⁰⁴⁾。

これらの提案（特に第5案）について公民投票を実施することについては、中国はもとより米国や日本も反対や不支持を表明しており⁽¹⁰⁵⁾、提案が可決されても台湾の国連加盟が実現に近づく見込みは乏しかった。他方で、両案とも否決されれば台湾が国連加盟を望んでいないという誤解を国際社会に与えるおそれがあるとして、民進党は、第5案だけでなく第6案にも賛成するよう支持者に呼び掛けた。国民党は、第5案は棄権する、第6案には賛成する、ただし、両案とも棄権するという主張も理解し尊重する、という方針をとった⁽¹⁰⁶⁾。

2008年3月22日に実施された投票の結果は、前2回と同様、両案とも賛成票が過半数を占めたものの、投票率が50%に達せず、否決となった。同時に実施された総統選挙は、投票率76.3%で、国民党の馬英九候補が当選した。両案の投票率が50%に達しなかったのは、国民党

⁽⁹⁹⁾ なお、国民党の資産問題を追及する法律の制定は、その後、2016年7月に蔡英文政権の下で実現した。

⁽¹⁰⁰⁾ 浅野・游 前掲注(60), pp.27-28, 30.

⁽¹⁰¹⁾ 同上, pp.27-28.

⁽¹⁰²⁾ 松本充豊「国民党の政権奪回—馬英九とその選挙戦略—」若林正文編『ポスト民主化期の台湾政治—陳水扁政権の8年—』（研究双書 No.582）アジア経済研究所, 2010, p.113.

⁽¹⁰³⁾ 「中華民国」の概念は「一つの中国」の原則に抵触しないという見方があり、第6案は第5案に比べて独立色を抑えたものと言える。中川 前掲注(33), pp.607-608; 「国連加盟問題巡る住民投票 台湾名義、国民党は「棄権」」『日本経済新聞』2008.3.13. なお、台湾は、国連に対して2006年までは「中華民国」名義による加盟の申請を行っていたが、2007年は「台湾」名義による加盟の申請を行った。

⁽¹⁰⁴⁾ 松本 前掲注(102), pp.113-114; 小笠原 前掲注(35), pp.195-196.

⁽¹⁰⁵⁾ 米国のライス (Condoleezza Rice) 国務長官は、2007年12月21日の記者会見において、「台湾」名義による国連加盟の申請に関する公民投票は挑発的な政策であり、台湾海峡の緊張を不必要に高めるものであって、それによって台湾の人々が国際舞台で利益を得られる保証はないとして、反対する旨を表明した。“Press Conference by Secretary of State Condoleezza Rice,” 2007.12.21. U.S. Department of State Archive (2001-2009) website <<https://2001-2009.state.gov/secretary/rm/2007/12/97945.htm>> 日本も、同月28日、福田康夫首相が中国の温家宝首相との共同記者会見において、台湾の公民投票をめぐって台湾海峡兩岸に緊張が高まることは望んでおらず、これが一方的な現状変更につながっていくのであれば支持できない旨を表明した。「福田総理の中国訪問（概要と評価）」2007.12.30. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_fukuda/china_07/gh.html>

⁽¹⁰⁶⁾ 松本充豊「ポピュリズムから実利主義へ—2008年台湾立法委員選挙・総統選挙の一考察—」『問題と研究』37巻2号, 2008.4/6, p.46.

の支持者の多くが第5案だけでなく第6案も棄権したためと見られる⁽¹⁰⁷⁾。

4 2018年11月実施分（第7案～第16案）

前述のとおり、2017年12月に公民投票法が改正され、有権者による発議の要件が緩和されると、中央選挙委員会に対して公民投票の提案の提出が相次ぎ、その数は2018年6月までに37件に達した⁽¹⁰⁸⁾。中央選挙委員会による審査や連署者の署名簿の提出を経て、そのうち10件の提案が成立した（第7案～第16案）。10件の提案のうち、3件は野党の国民党の主導により発議されたものであり、他の7件は民間団体等の主導により発議されたものであった。

2018年11月24日、統一地方選挙に合わせて10件の公民投票が実施され⁽¹⁰⁹⁾、7件が可決され、3件が否決された⁽¹¹⁰⁾。可決された提案は全て蔡政権の政策に批判的な勢力の主導により発議されたものであり、蔡政権は政策の遂行に制約を受ける結果となった。なお、同時に実施された統一地方選挙の結果は、民進党の敗北であった⁽¹¹¹⁾。

(1) 第7案・第8案・第16案

これらの3案は、エネルギー政策に関する提案である。

蔡政権は脱原発政策を進め、2017年1月に行われた「電気事業法」⁽¹¹²⁾の改正により、全ての原子力発電所の運転を2025年までに停止することが同法第95条第1項に明記された⁽¹¹³⁾。蔡政権は既存の原子力発電所についても稼働を抑えたが、それによって不足する電力を補うために火力発電所の稼働を強化したため、大気汚染の悪化が懸念されることとなった。また、2017年8月には、電力需給が逼迫する中、火力発電所で起きた事故が原因となって大規模な停電が発生し、電力の安定供給への不安が広がった。

第7案及び第8案は、国民党の主導により発議されたもので、火力発電所の発電量の毎年平均1%ずつの引下げ（第7案）及び石炭火力発電所の新設・増設の取りやめ（第8案）を内容とする。これらの提案には統一地方選挙において大気汚染の問題を争点化する狙いがあったとされ⁽¹¹⁴⁾、蔡政権は沈静化に追われた⁽¹¹⁵⁾。

⁽¹⁰⁷⁾ 浅野・游 前掲注(60), pp.28-30.

⁽¹⁰⁸⁾ 中央選挙委員会編 前掲注(46), pp.1-21.

⁽¹⁰⁹⁾ 投票を行う有権者は、提案ごとに分かれた10枚の投票用紙を受け取り、1枚1枚に記入した後、第7案～第9案、第10案～第12案、第13案～第16案の3つの束に分けて、それぞれ指定された投票箱に投函した。投票方法を説明する動画が「107年選挙領投公投領投宣導動畫」2018.11.12. 中央選挙委員会ウェブサイト <https://www.cec.gov.tw/central/cms/video_cht/30492> に掲載されている。統一地方選挙と合わせて有権者が行う投票は最大15種類に上り、1人当たりの投票時間が長くなったことから投票所には長蛇の列ができた。投票時間は午後4時までであったが、台北市で午後4時までに投票所に到着した有権者の全員が投票を終えたのは午後7時46分であったという。浅野和生「台湾の民主化と政権交代—蒋介石から蔡英文への軌跡—」同編著『台湾の民主化と政権交代—蒋介石から蔡英文まで—』（日台関係研究会叢書 6）展転社，2019，pp.134-135.

⁽¹¹⁰⁾ 2017年改正により投票率50%以上という可決の要件が廃止されたため、これらの公民投票で政党が支持者に対して棄権を呼び掛けることはなかった。

⁽¹¹¹⁾ この統一地方選挙の実施に至るまでの蔡政権の政策及び各政党の動向については、渡邊幸秀「蔡英文政権と台湾統一地方選挙」『レファレンス』821号，2019.6，pp.1-22. <<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Aand.jp%2Fpid%2F11297157&contentNo=1>> を参照。

⁽¹¹²⁾ 原文は「電業法」。

⁽¹¹³⁾ 「修正電業法」『總統府公報』7288号，2017.1.26，pp.3-37. <<https://www.president.gov.tw/File/Doc/45b1549e-5db0-4445-8e5b-1816f585b4a6>>

⁽¹¹⁴⁾ 第7案の提案代表者は、巨大な火力発電所が立地する台中市の市長選挙の国民党候補であり、同候補は市長選挙で「市長を換えて空気を換えよう」と訴え、民進党候補の現職に勝利した。小笠原欣幸「2018年台湾統一地方選挙の分析」2019.2.19，pp.14-18. 小笠原ホームページ <<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/analysis/localelection2018analysis.pdf>>

第16案は、原子力をクリーンで安定的なエネルギーと位置付ける原子力発電推進派の主導により発議されたもので、電気事業法第95条第1項の廃止の提案である。

投票の結果、これらの3案はいずれも可決された。第16案の可決により、電気事業法第95条第1項は2018年12月2日（投票結果が公告された同年11月30日から起算して3日目の日）に失効した⁽¹¹⁶⁾。なお、蔡政権は、法律上の期限は廃止されても、脱原発政策自体は不変であるとしている⁽¹¹⁷⁾。また、2019年1月31日、經濟部⁽¹¹⁸⁾は、現在のところ石炭火力発電所の新設・増設を行う予定はなく、また、2年間、電力の安定供給を維持しながら火力発電所の発電量を毎年平均1%ずつ引き下げることは可能であるとの見解を公表した⁽¹¹⁹⁾。

(2) 第9案

第9案は、日本の福島県等5県産の食品に係る輸入禁止措置の維持の提案である。

福島第一原子力発電所事故の後、台湾は福島県及び周辺4県（茨城県・栃木県・群馬県・千葉県）の食品の輸入を禁止したが、蔡政権はその解除を検討していた。第9案は国民党の主導により発議されたもので、同党には輸入禁止措置の解除に慎重な世論を取り込む狙いがあったとされる⁽¹²⁰⁾。こうした動きに対し、日本台湾交流協会は、日本産食品の輸入規制の問題が政治問題として扱われることは残念であり、失望を禁じ得ないとのメッセージを発表した⁽¹²¹⁾。

投票の結果、この提案は可決された。これにより、台湾の行政機関は、2年間（2020年11月まで）は5県産の食品の輸入禁止措置を維持しなければならないこととなった。この結果について、菅義偉内閣官房長官は記者会見で「台湾の消費者に十分ご理解をいただけない結果になったことは極めて残念だ」と述べた⁽¹²²⁾。

(115) 2018年10月12日、蔡政権は、台湾北部の石炭火力発電所（深澳発電所）の建設の取りやめと、台中市の火力発電所の旧式機の稼働を2023年に停止する方針を発表した。【台湾】政府、石炭火力新設計画撤回と現役石炭火力稼働停止の方針を表明。天然ガスにシフト」2018.10.17. Sustainable Japan ウェブサイト <<https://sustainablejapan.jp/2018/10/17/taiwan-coal-power/35014>>

(116) 「經濟部依中選會公告之公投結果 公告電業法第95條第1項失其效力」2018.12.5. 經濟部ウェブサイト <https://www.moea.gov.tw/MNS/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=82000> さらに、行政院は電気事業法第95条第1項を削除する同法改正案を立法院に提出し、2019年5月7日に同案は成立した。【修正電業法条文】『總統府公報』7426号, 2019.5.22, p.40. <<https://www.president.gov.tw/File/Doc/cec7741c-67b4-438e-aa4a-760b3541c7e0>>

(117) 「行政院會通過「電業法」第95條修正草案」2018.12.6. 行政院ウェブサイト <<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/9644c098-b65a-4ae8-9f56-841b53b70f8d>>; 「參加廢核遊行 總統:「只要蔡英文在, 只要執政團隊在」「非核減煤」「走向非核家園」會是持續目標」2019.4.27. 中華民國總統府ウェブサイト <<https://www.president.gov.tw/NEWS/24318>>

(118) 日本の経済産業省に相当する官庁。

(119) 「經濟部公布能源公投評估結果 確保供電穩定, 在法定期限2年內達成年減火力發電1%之要求」2019.1.31. 經濟部能源局ウェブサイト <https://www.moeaboe.gov.tw/ECW/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=41&news_id=16277> なお、3年目以降は、電力不足を招くため、火力発電所の発電量を毎年平均1%ずつ引き下げることは困難であるとしている。

(120) 「台湾・国民党支持伸びず 政権批判・親中効果なく」『読売新聞』2018.8.20. 食品に関する問題では、馬政権が米国産牛肉の輸入規制を解除しようとした際に民進党が抗議行動を展開したことがあり、国民党はそのやり方をまねたとの指摘がある。小笠原 前掲注(114), p.32. なお、米国産牛肉に関しては、当時、消費者団体等が主導して有権者の署名を集め、輸入規制の解除見直しに関する公民投票の発議を目指したが、連署者の署名を必要数（当時は有権者総数の5%以上）集めることができず、発議に至らなかった。兪ほか 前掲注(116), p.110.

(121) 「沼田幹夫当協会台北事務所代表からのメッセージ：日本産食品に対する台湾の輸入規制措置に関する公民投票について」2018.7.24. 日本台湾交流協会ウェブサイト <<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=845>>

(122) 「福島産規制継続「残念」」『読売新聞』2018.11.26, 夕刊。

なお、2019年7月に税関輸入税則が改正されたが⁽¹²³⁾、この改正には日本酒の関税の引下げが含まれている。日本酒は輸入禁止措置の適用外であり福島県産を含めて輸入が続いていたため、この引下げは輸入禁止措置を解除できないことへの実質的な「補償」であるとの見方もある⁽¹²⁴⁾。

(3) 第10案・第12案・第14案

これらの3案は、同性婚の法制化に関する提案である。

同性婚に関しては、2017年5月24日、司法院⁽¹²⁵⁾が同性婚を認めない民法の婚姻規定を違憲とする大法官解釈を示し⁽¹²⁶⁾、関係機関はその解釈の趣旨に従って2年以内に関係法律の改正又は制定を行わなければならない、それが行われなかった場合は、同性のカップルは民法の婚姻規定により結婚登録を行うことができるものとする⁽¹²⁷⁾と判示していた。

第10案及び第12案は、この大法官解釈を不満とする同性婚反対派の主導により発議されたもので、民法の婚姻規定の対象の男女のカップルの結合への限定（第10案）及び民法の婚姻規定以外の形式による同性のカップルの結合の保障（第12案）を内容とする。大法官解釈は憲法と同等の効力を有するものとされているため⁽¹²⁸⁾、同性婚の法制化の是非を対象とする公民投票を発議することはできなかった。そのため反対派は、特別法による同性婚の法制化を容認する一方で、民法の婚姻規定自体の改正を阻止しようとしたのであった。

第14案は、民法の婚姻規定による同性婚の保障の提案であり、同性婚賛成派の主導により、第10案及び第12案に対抗するかたちで発議されたものである。

投票の結果、第10案及び第12案は可決され、第14案は否決された。この結果を受け、蔡政権は、2019年2月21日に同性婚の保障に関する特別法案を立法院に提出した。同案は同年5月17日に成立し、同月24日に「司法院大法官第748号解釈施行法」⁽¹²⁹⁾として施行された。同法は、民法上の婚姻とおおむね同じ法的効果を同性カップルに認めるものであるが、養子縁組を相手方の実子を養子にする場合（いわゆる連れ子養子）についてだけ認めるなど、違いもある⁽¹³⁰⁾。

(4) 第11案・第15案

これらの2案は、LGBT教育に関する提案である。

(123) 「修正海關進口税則部分税則」『總統府公報』7437号, 2019.7.24, p.55. <<https://www.president.gov.tw/File/Doc/eb51c34b-41b7-4254-8d2f-a160ed439ab2>>

(124) 「台湾 日本酒など関税下げ」『産経新聞』2019.6.7; 「台湾 日本酒など関税引き下げ案可決」『産経新聞』2019.7.4.

(125) 台湾の最高司法機関。

(126) 憲法第22条が保障する婚姻の自由及び憲法第7条が保障する平等権の趣旨に反するとした。

(127) 司法院大法官第748号解釈。大法官解釈の原文は、「大法官解釋清單」司法院大法官ウェブサイト <<http://cons.judicial.gov.tw/jcc/modify/wall.html>> で参照することができる。同号解釈については、鈴木賢「判例時評 アジアで一番乗り、台湾で同性婚実現へ—台湾司法院大法官第748号解釈を読み解く—」『法律時報』89巻9号, 2017.8, pp.4-6を参照。

(128) 司法院大法官第185号解釈による。蔡・王編著 前掲注(55), p.62.

(129) 「制定司法院釋字第七四八號解釋施行法」『總統府公報』7425号, 2019.5.22, pp.2-7. <<https://www.president.gov.tw/File/Doc/8c29ebe8-d330-40c0-90db-f246649e6384>>

(130) 同法の内容については、林秀雄（小林貴典訳）「台湾における準同性婚姻法の制定について（条文訳付き）」『戸籍時報』No.789, 2019.11, pp.22-27; 鈴木賢「海外 Topics 台湾 台湾における婚姻平等化からの示唆」『法学教室』No.472, 2020.1, pp.142-145; 岡村志嘉子「【台湾】同性婚の合法化」『外国の立法』No.280-1, 2019.7, pp.20-21. <<https://dl.ndl.go.jp/view/preparedownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F11302601&contentNo=1>> を参照。

台湾では、「ジェンダー平等教育法」⁽¹³¹⁾により、小・中学校でジェンダー平等教育に関する授業・活動を毎学期少なくとも4時間行うこととされており（同法第17条第2項）、同法の施行細則により、その授業では感情教育、性教育及びLGBT教育⁽¹³²⁾を扱わなければならないこととされていた（同施行細則第13条）。

第11案は、小・中学校におけるLGBT教育の禁止の提案であり、第10案及び第12案と同じく、同性婚反対派の主導により発議されたものである。

第15案は、小・中学校におけるLGBT教育の法律への明記の提案であり、同性婚賛成派の主導により、第11案に対抗するかたちで発議されたものである。

投票の結果、第11案は可決され、第15案は否決された。この結果を受け、2019年4月、ジェンダー平等教育の授業で扱わなければならない内容からLGBT教育を削除すると同時に、ジェンダー平等教育の授業の充実を図るため、当該授業で扱わなければならない内容に、性自認や性的指向の認識・尊重及び性犯罪や性的嫌がらせの予防に関する教育を追加するジェンダー平等教育法施行細則の改正が行われた⁽¹³³⁾。

(5) 第13案

第13案は、「台湾」名義による2020年東京オリンピック等への参加申請の提案である。これまで台湾は、国際オリンピック委員会（IOC）との協定に基づき、「中華台北」名義でオリンピックに参加してきた。この提案は、その名義を独立色の強い「台湾」に変更しようというもので、蔡政権の現状維持路線に不満を持つ台湾独立派の主導により、発議されたものである⁽¹³⁴⁾。

このような動きに対し、IOCは、上記協定に違反するよう台湾のオリンピック委員会に圧力をかける場合には、外部勢力の干渉とみなし、台湾のオリンピック委員会の承認の取消しや資格停止などの処置をとる可能性があるとして警告した⁽¹³⁵⁾。このため、この提案が可決されると台湾の選手がチームとしてオリンピックに参加できなくなるのではないかという懸念が広がり⁽¹³⁶⁾、投票の結果、この提案は否決された。

おわりに

台湾の公民投票制度は、憲法が定める人民のレファレンダムに関する権利を具体化した制度であり、その性格は、有権者による発議を中心に置く制度の構成や、幅広い対象について有権者に公民投票を発議する権利を認める制度の内容にも表れている。

公民投票制度の導入は、台湾独立の志向を有する民進党によって主導され、また、同党と国民党が二大政党として対立を深めていく時期に実現した。そうした事情もあり、2008年までに実施された公民投票は、いずれも政策課題について民意を問うというより、政党が選挙を有利

⁽¹³¹⁾ 原文は「性別平等教育法」。

⁽¹³²⁾ 原文は「同志教育」。

⁽¹³³⁾ 「修正「性別平等教育法施行細則」第13條條文」『行政院公報』25卷60期, 2019.4.2. <<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=106013>>

⁽¹³⁴⁾ 小笠原欣幸「蔡英文政権の2年—閉塞感に覆われる台湾政治—」2018.8.11. 小笠原ホームページ <<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogawara/analysis/tsaiadministration4.html>>

⁽¹³⁵⁾ 「IOCが再度書簡「外的勢力の干渉禁じる」五輪名義めぐり国民投票で／台湾」『フォーカス台湾』2018.11.18. <<http://japan.cna.com.tw/search/201811180003.aspx>>

⁽¹³⁶⁾ 浅野 前掲注⁽¹⁰⁹⁾, p.132.

に展開するための手段として用いたものであったと指摘されており⁽¹³⁷⁾、また、外交的に波紋を呼ぶ内容のものが少なくなかった。

発議や可決の要件を緩和した2017年改正を経て、2018年に実施された公民投票では、民意が分かれる政策課題について複数の提案が民間団体等の主導により発議されるなど、新しい現象も見られた。また、蔡政権が政策の遂行に制約を受ける結果となったことは、公民投票の民主主義的な価値を絶対視してきたとされる民進党⁽¹³⁸⁾が、公民投票制度と代表民主制の関係の在り方について再考する契機となり、それが2019年改正につながった。

公民投票法の施行から16年余を経て、公民投票制度は台湾の自由民主主義体制を構成する重要な要素となったが、その政治制度全体の中における位置付けや役割については、今後も議論が続くであろう。

次の公民投票は、2021年8月に初めて全国的な選挙から離れて実施される⁽¹³⁹⁾。その成り行きを含め、アジアで最も活発に利用されているレファレンダム制度である台湾の公民投票制度の動向に、今後も注目したい。

（こしだ たかお）

（本稿は、筆者が憲法課在籍中に執筆したものである。）

⁽¹³⁷⁾ 浅野・游 前掲注(60), pp.29-30; 山形 前掲注(34), pp.110-112; 石原 前掲注(36), p.8.

⁽¹³⁸⁾ 小笠原 前掲注(114), p.32.

⁽¹³⁹⁾ 既に第四原発の営業運転開始の提案が第17案として成立し、投票が実施される予定となっている。「公告全国性公民投票案第17案成立」2019.12.13. 中央選挙委員会ウェブサイト <<https://web.cec.gov.tw/upload/file/2019-12-13/bebdfadd-c77b-4745-b531-0c3ae63e5395/d179fa9255b69c0da8fc2929f21d4c4d.pdf>>